

大谷の鐵山、戸呂町の繁鐵山、江刈の中村鐵山、などから購入したものであると云ふこととであります。この鑄錢の種錢にも背盛字のものが交つて居たことは、宮澤鑄の枝錢の破片であると云ふものを得て判明する處であります。

○慶應の末年、小輕米村、宇宮澤の甚馬と云ふ者、蜂須賀の勘之助といふ者を錢頭とし、蜂須賀の甲地一文錢及び四文錢の鐵錢を密鑄し、四文錢は之れを福岡の商人に賣渡して居りました。後ち上司のために捕へられて田屋詰に處せられ罰金を課せられたと云ふことであります。

○この地方で「ル」に使用する粘土は、小輕米村大字大久保の山中（土佐氏所有山）にあるものでなければ使用に耐えぬと云ふので、諸方からその粘土を採りに來たのであると云ふ話であります。

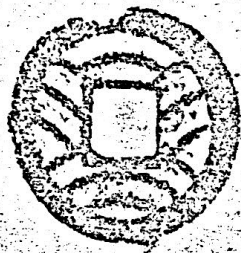
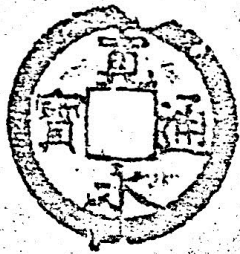
○寛永錢研究会報告第六號南部地方の私鑄鐵錢に就

て（古老の語に「輕米村と同時に大久保蜂須賀などに

あつても大に私鑄して時々諸道具と没收せられし事

あり云々」と故に此座は嘉永年間以後に開設せられたるものなるべし）云々

同誌（年月所鑄座未勘四當私鑄鐵錢の古老の語に「大迫において當四鐵錢を鑄るや幾許もなく輕米及び小輕米村部内においても當四錢を鑄て鹽田に入れ眞の鹽田と交せて盛岡附近に送りしものなり其の當時は通用錢を採りて直ちに鑄たるものにて随分多額なりし云々」とありて何れが輕米のものにて何れが小輕米のものなるか今日之を判別すること能はずされども輕米及び小輕米のものなる事は明かなることにて



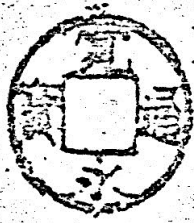
一其當時の私鑄なりと云ふものを見るも左に掲げた
る六文錢と少しも異なりし事あり）云々

晴山村方面の私爐

「晴山村は晴山、觀音林、山内の三村併合して晴山村と稱し、役場を觀音林に置いてあります。觀音林は藩時代の驛路でありました。」

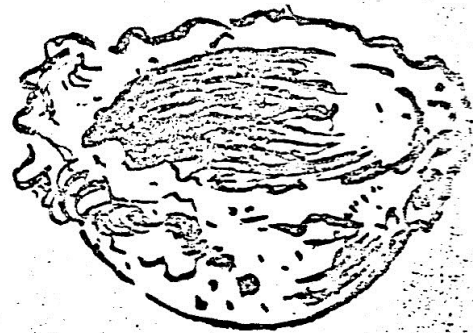
○慶應年間、晴山村大字「駒板」の林野下某と云ふ者その部落の山中に爐を立て、密錢を行つたと云ふことを傳へてゐます。

○慶應の末年、山内方面で鑄たと云ふ鐵錢が晴山村大字山内の舊家平某の家に残つてありましたが、之れを見るに背千字錢の小形細輪のものでありました鑄所の不明なのは遺憾であります。



○之れは昭和九年十月晴山村大字山内、字駒木と稱す

(第百九十六號)



る部落の一農家が字

「かみたり」
「上平」と稱する所近

の畑と耕作中発見さ

れたものであります

。之を見るに徑六寸

五分深さ二寸五分位

厚さ一寸ばかり所謂

耐火粘土で造つた

坩堝で鐵滓が附着し

て居ます。槌に二人位

の密錢に使用したも

ので或は先きの平某の家にある鐵錢は此處らで密鑄さ

れたものではないかと思はれます。

○明治十五六年の頃晴山村大字「小手屋森」の鍛冶職

某と云ふもの二錢銅貨を鑄錢と同じ方法で鑄造し密か

にこれを使用してゐたが、後箱館に往つた際鑄造行使

して遂に捕縛され數年間入牢したと云ふことでありま

す、判官は同人をしてその所持せる道具で鑄させたが

その技術の巧妙には判官も驚いたと云ふことを傳へて
 あります。



江刺家村方面の私鑄

「江刺家村は輕米の西方約三里餘、江刺家嶽
 (折爪岳)の麓にある村落であります。」

○嘉永の頃、江刺家村の野邊地茂吉と云ふ者、其所有
 山日影の山「トウジアサア」(輕米よりの途中でこの
 山の中に日影と稱する部落があります)で盛んに一文

す。

○嘉永安政の頃江刺家村大字山屋部落の東方約七八丁
 「マクノサア」と云ふ處で同村林清藏中山惣十郎、外
 數名で一文錢の鐵錢を密鑄したことを傳へて居ります
 が、種錢はどんなのであつたか確かなことは分りませ
 んが矢張背千字のものであつたらうと思はれます。

○慶應四年、江刺家村の大石清作、外數名で、同村日
 影山の「ドエノ澤」の屋敷と稱する場所で一文錢の鐵
 錢を密鑄し、現場を發見されて過料金を課せられた事
 は古老の語るところであります。

○明治初年の頃、江刺家村の館坂山(輕米通りの江刺
 家元村より東北方約十丁位の處)下南山(江刺家村字
 山屋より五枚橋へ通る山)日向山(山屋より輕米通り
 にある山の中)等でも密錢が盛んであつたと云ふ事
 がありますが、詳しい事は不明であります。

○江刺家研究會報告書(私鑄錢に就て)(古き話

に輕米などにて鑄錢あり同時にやあらん江刺家村の
 田子内黒森、根子畑、算にても多額の鐵錢を鑄たり故

錢の鐵錢の鑄鑄が行はれました 種錢は初め背千字の
 ものを取ると云ふ話です 後明治二年 柳色座となつ
 た際には背盛子の四文錢を改めたと云ふことであらう

に巳年の如きも酒を飲みて、ありて其凶毒たるを知らざりしか如くあり、其頃江刺村の鑄錢者は長興寺村の「石の板山」と云ふ處に往きて鑄錢せしこともあり云々

右の田子内山黒森、根子畑、の地名江刺家村の内にありて其凶毒たるを知らざりしか如くあり、其頃江刺家村の鑄錢者は長興寺村の「石の板山」と云ふ處に往きて鑄錢せしこともあり云々

に巳年の如きも酒を飲みて、ありて其凶毒たるを知らざりしか如くあり、其頃江刺家村の鑄錢者は長興寺村の「石の板山」と云ふ處に往きて鑄錢せしこともあり云々

に巳年の如きも酒を飲みて、ありて其凶毒たるを知らざりしか如くあり、其頃江刺家村の鑄錢者は長興寺村の「石の板山」と云ふ處に往きて鑄錢せしこともあり云々

明蒙攪談

(27)

國立銀行

國立銀行は、明治五年十一月發布の國立銀行條例に依り設立されたもので、その當時は僅かに第一、第二、第四、第五の四行に過ぎなかつたが、同九年八月條例の改正を見るに及んで續々開業されるに至り、明治十三年迄に百五十三の國立銀行が設立された。後に明治十六年に日本銀行の設立により國立銀行としての特權は消滅したのである。

(第百九十六號)

古化之起源、始于古代人民之交易、上古之世、人民交易以化物易化物、以我所餘之化物、易彼爲我所需之化物、則我所餘之化物、財寶也、以彼所餘之化物、易我爲彼所需之化物、則彼所餘之化物、亦財寶也、故上古所謂財寶者、僅化物而已矣、其後文化漸進、人民感化物相易爲不便、于是有媒介物出焉、有化幣興焉、化幣者交換之媒介、價格之標準、一般通用之物也、

欲詳古化起源之種類、必須研究古代人民之生活、上古之民、近水者漁、近山者獵、是謂漁獵時代、漁民捕魚于近水之濱、以其所獲、交易有無、後感不便、乃以龜貝爲之媒介、說文貝海介蟲也、龜介蟲之長也、古者貨貝而寶龜、史記平準書、農工商交易之路通、而龜貝金銀之幣興焉、是龜貝爲漁民之財寶、亦上古之化幣也、後之仿貝、即由此蛻變、獵民行獵于山林之間、以其所獲、交易有無、後感不便、乃以獵器爲之媒介、獵器上古時代以石爲之、凡石刀石斧皆爲獵獸剝皮之器、即獵民

小笠原吉亮

伊保内村方面の私爐

「伊保内村は輕米の西南約四里往古九戸氏の舊邑で長興寺はその菩提寺でありました」。

○安政の頃、伊保内村大字長興寺村の向山、(俗に權兵衛山と云ふ處)で鐵の一文錢を盛んに吹いたと云ふことは古老の話であります。詳しい事は不明であります。○明治二年は巳年の飢饉でありましたが、伊保内村の

明蒙 續談

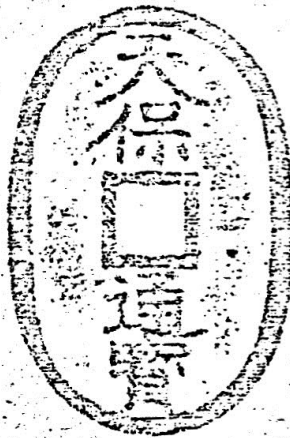
(36)

ニッケル貨幣一個の實費

ニッケル貨幣一個の實費は十錢が二錢八厘七毛、五錢が二錢三厘三毛との事である、もつともこれは昭和八年二月現在に於ける計算である。

(第百九十八號)

大字長興寺で武松と云ふ者 天保當百錢と廢造したこ
こが笑堂して御町組の向ひの時 従容練に
が、其糾問に對し、飢饉のため道路に餓死する者多き
を以て之を默視するに忍びず、これら貧困者に施さん
との心より遂に禁を犯しました。實に其罪大なるもの



小笠原吉亮

伊保内村方面の私爐

「伊保内村は輕米の西南約四里往古九戸氏の舊邑で長興寺はその菩提寺でありました」。

○安政の頃、伊保内村大字長興寺村の向山、(俗に權兵衛山と云ふ處)で鐵の一文錢を盛んに吹いたと云ふことは古老の話であります。が詳しい事は不明であります。○明治二年は巳年の飢饉でありましたが、伊保内村の

明蒙 續談

(36)

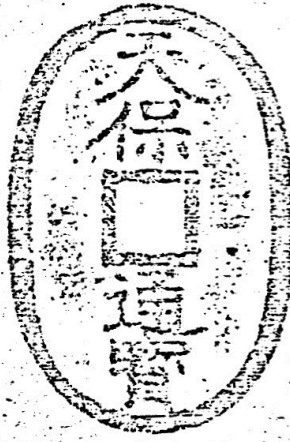
ニッケル貨幣一個の實費

ニッケル貨幣一個の實費は十錢が二錢八厘七毛、五錢が二錢三厘三毛との事である、もつともこれは昭和八年二月現在に於ける計算である。

(第百九十八號)

大字長興寺で武松と云ふ者 天保當百錢と廢造したことが笑堂と仰野組の向ひの時 従容練に...

が、其糾問に對し、飢饉のため道路に餓死する者多きを以て之を默視するに忍びず、これら貧困者に施さんとの心より遂に禁を犯しました。實に其罪大なるもの



であります。充分の御處置を願ふとの事に、皆其氣概に感じ特にその罪をゆるされたと云ふ事であります。

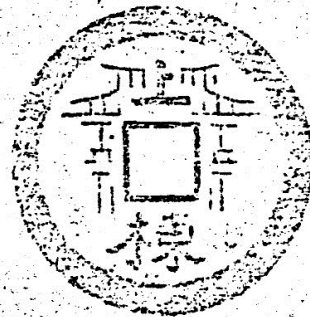
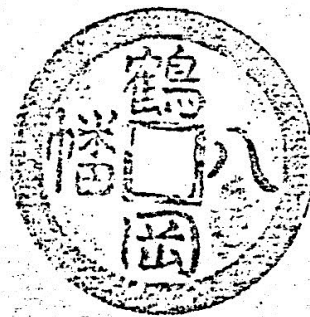
これはその密鑄の天保錢だと云つて大島某と云ふ古老が財布の紐に附けて居つたものであります。今この錢を見るに形は縮少してゐますが、曾つて非佛先生が調査されました『盛岡藩内に於ける私鑄天保當百錢の中ちゅう山内天保に就いて』の論文に發表されてある處の山内天保（海法寺天保、又は三戸天保とも呼ぶ、近世天保錢國語に盛岡銅山手と云ふもの）を鑄寫してゐます、無論當時通用の天保當百錢を採つて種錢としたことが推せられます。

○明治二年に伊保内村字「二ツ谷」と云ふ處で、善兵衛と云ふ者鐵の一文錢を鑄造したが、これは一日五貫文の運上金を納めて許可を得たものだと云つて居ますが、許可以前にも密錢が行はれた事が推測されます。

○同時に伊保内村の南方の山中でも鑄錢したと云ふ話

○上棟錢の身分調 (九)

上林 義信



右拓本は國幣中社鶴岡八幡宮樓門の上棟錢である。

後冷泉天皇の御宇東夷の長安部頼時及貞任、宗任等の凶族東國に跋扈して綸命に應へ奉らざれば、諸州の牧伯に命して、之を征せしめられしも意の如くならず、賊勢なか／＼に逆賊を擅にした。仍て永祥六年六月、

是時、文化日進、事物日繁、貨幣行用、勢必漸廣、而推及於中下級社會、刀布形大質重、自不適爲日常媒介之用、於是、有圜金之制、一地創之、各地效之、據今所見、攷其形制、定其先後、則共字、共屯赤金、垣字、長垣一銜、濟陰、安藏、爲最早、陰平或釋武平、石、闕、西周、東周、次之、重一兩十二四銖、半圓、又次之、就文字而論、以上圜金、皆由各種布化取遞嬗、變遷之迹、班々可攷、若寶化三品、爲齊刀取遞嬗、乃鄭家相之創說、明化三品、爲明刀取遞嬗、顧其間有不同者、則圜金之肇、自布化者、悉爲圓孔、其肇自刀化者、悉爲方孔、或因地而異、其制者歟、然則寶化三品、可謂方孔錢之鼻祖、其後秦半兩因之、方孔制錢、遂行之二千一百餘年、亦云久矣、就形式而言、圜法之於刀布、大相懸殊、無所聯繫、其制作若巍然獨立、論者以爲仿自璧環、有玉有銅、圓形圓孔、遞嬗之跡、昭然若揭、况珠玉爲幣、由來已久、更由銅璧銅環、因襲其式、而成圜法、其說甚有見地、圜金之初、必與刀布並用、其後圜金便於行用、流通日廣、刀布之行、使漸少、及秦始皇併六國、統一天下、行半兩、而刀布悉歸淘汰矣、漢興、以秦錢

○南部鑄錢考

(五)

小笠原吉亮

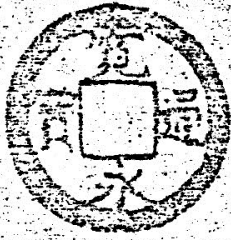
◎葛卷村方面の私鑄

「葛卷村は九戸郡の最南部に在る山村であります、最近水道、電氣などの文化事業が村營として施設され、随つて産業なども發達せる模範的な村であります。」

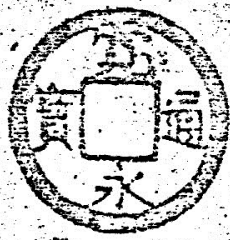
○文政の頃、葛卷村字鷹巢で密錢の行はれたことは口碑ばかりでなく文書の上にも事實が證明されてあります。而してこの鑄錢は石卷千字錢を模したもので、密鑄者鷲塚某が數度捕縛されても罪が輕かつたので、藩主の潜鑄とまで噂されたのですから、鑄錢も石卷錢に劣らぬもので、年代も初期は文政以前であつたらうと考へられます。

(第百九十九號)

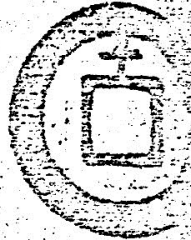
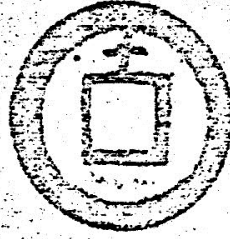
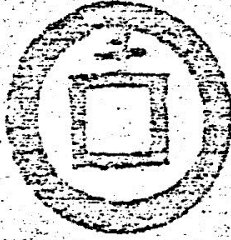
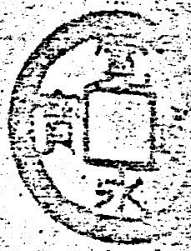
(三)



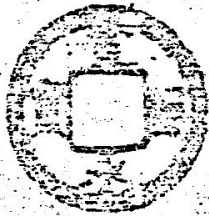
(二)



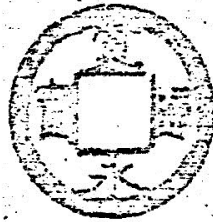
(一)



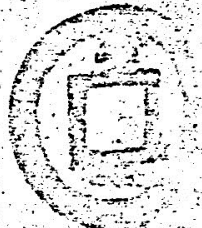
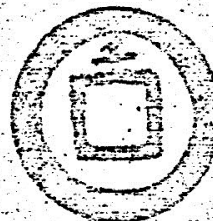
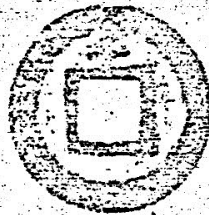
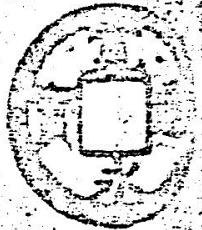
(六)



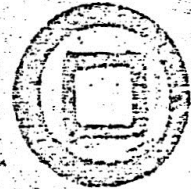
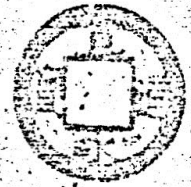
(五)



(四)



(七)



(八)



○寛政年中、葛卷村の藤八といふ者、盛岡藩澤内通りで疑はじき鑄錢を行使したことが南部家刑罰記録中に見えてあります。後ち同村西島徳兵衛といふ人が材料を供給して吹かせたことが發覺して罰金三百兩を科せられたことは文政年間のことです。然して當時盛岡藩で新差留の悪錢と云ふのは「格別小振で錢文が

○新撰寛永泉譜曰。「八戸藩千字錢、文政天保之間葛卷村」

○東京古泉會報告第十五號（八戸藩千字錢の質問に對する答、「明治廿四年の春土佐の今井貞吉氏余が家に遊ばる月餘方に別れを告げて奥羽に發せんとす。余乃ち政和の美錢を呈して贖とし袂を分つ數日ならずして氏は陸奥百石村に到り一書を送られて曰く「前略寛永錢千字小様の者は此地において明瞭を得たり陸中國北九戸郡葛卷村字鷹巢にて八戸藩主の潜鑄するものとす是は文政天保の頃と思はる。又再び背千字錢を鑄る石卷千字錢の母錢を用ゐ然れども型縮小して小様となる、治工は鷲塚平八郎なるものにして數度捕縛せられ入獄すと雖も罪の甚重からざりしは必ず藩政の時に關係する所ありて唯表面幕府へ申譯のため罪せしものと考へらる云々」是に依りて葛卷錢とせり陸中を陸奥と泉譜に記せしは誤れり。」

不明差六細石十錢と云ふものですが、これは鷹巢の別體なるものかと思はれます

○寛政年中、葛卷村の藤八といふ者、盛岡藩澤内通りで疑はじき鑄錢を行使したことが南部家刑罰記録中に見えてあります。後ち同村西島徳兵衛といふ人が材料を供給して吹かせたことが發覺して罰金三百兩を科せられたことは文政年間のことです。然して當時盛岡藩で新差留の悪錢と云ふのは「格別小振で錢文が

時の頃なるか(親)として詳ならざるも 天保七年八月

布令に『モト所小銭の内 紛敷鐵錢入交有

之、右は賈錢に付、以來は仙臺錢同様選出、毎月々番へ相納可申旨、去ル文政戊午十月中、申渡置候處云々』とあり、稻垣尙友がものせしといふ寛永錢譜稿本にもまた『右鐵錢 奸工擬偽欺、文政年間通用錢中甚多、其形小、質粗惡、以時行錢小者爲母錢、有數種、或曰於北國鑄之』とあれば、文政年間より鑄造せられたるものなることは明けし、されど尙友のいはるゝ如く決して通貨を直に母錢となしたるものにはあらで、通貨を種とし鑄たる種錢を用ゐたるものと、別に新たに種錢を鑄て用ゐたるもの、二種あるものなり)

○又同書曰、(文政年間應巢所鑄錢、狹字、小字、濶字、尙友の寛永錢譜稿本及幕府の法令により文政年間のものとす。應巢私爐錢と判定したるは次に掲ぐる所の應巢座背文千字種錢の銅質製作に酷肖せるか故なり。尙友の稿本には狹字一品を載するのみ。)

(第百九十九號)

南の藩内に於ける此鑄錢に關する事實の一斑 非佛志 主編 曰

(文政年度未詳の惡錢 前卷九戸郡葛卷村應巢屋家

藏日誌中に左の如き事實を載す。

『八戸領九戸郡葛卷村字應巢にて鑄錢之時同村西島徳兵衛と云ふ人が其の原料を供給せるより罰金三百兩を科せられたり云々』

又曰、盛岡商人鍵屋の記録中左之記事あり前掲西島記録と相照すの感なくんばあらず如何となれば前者も文政の記事にて此に載するものも文政五年五月の記事なればなり

『手控書、此度惡錢通用嚴敷御差留右惡錢有合候分は撰分書上候様御沙汰被成候に付ては相互嚴敷相改撰分取引可致儀に候然る處前々より通用相成居候釧錢之内をも相改取引難澁致候哉に相聞得候此度御差留之惡錢之儀は格別小扱之新き錢厚めにて寛永通寶之文字相分り不申候錢さし穴至て細き分は通用御差留被成候間右之心得を以て撰分通用可致事。五月』

○南部領内粗錢惡錢行使に關する取締事實一斑。非佛光
生編
日、寛政四年。南部伯爵家所藏刑罰記録中左の申渡
書あり

一。澤内通御代官所新町 吉太

其方儀寛政元年十月八日葛卷村藤八と申者宮古穴
澤村勘兵衛同道にて秋田横手町吉之助と申者へ右
藤八鈕鍔取組に付懸合之内宿無心に付差置候處附
參候鈕鍔吉之助方にて皆々入用無之由にて拾九駄
其方於願置尤藤八米調申度旨中に付米才覺之儀勘
兵衛へ頼候へども勘兵衛儀は地頭より叱を得澤内
へ罷越候者故他村へ罷出候儀成兼候米才覺之儀は
其方へ頼候に付南端之治左衛門へ相頼候處久慈町
喜之助より米調渡遣候由右米代渡殘貳拾九貫文餘
有之喜之助より度々催促之上預り置候鈕にても引
受可申旨申候付勘兵衛儀は地頭より傾相免當古へ
罷歸外政方無之に付鈕鍔拾六駄へ八戸より附出通

評文に相添書之助へ相頼候旨 評文之上申上治左

衛申口共致符合候存然右鈕へ疑敷鐵鍔入交候

を相心得乍居數年不始未にて預置候儀無調法至極
に付被仰付様も有之候へ共御慈悲を以て重き過科
錢御取立被成籠舍御免被成候條向後萬端相慎右体
之儀へ立入申問敷者也。」

◎江荊村方面の私爐

「江荊村は葛卷村の東南二里、馬淵川の水源
はこの部落の山地字馬淵より發してゐます。」

○江荊村の山中馬淵川上流の邊りて維新の頃密錢が行
はれたと云ふことであります、この鑄錢も背千字錢ら
しく思はれますが詳しいことは分りません。

○江荊村々長村木某氏の居宅附近でも鑄錢が行はれた
ことを傳へて居りますが詳細はまだ不明であります、
右は岩手縣史蹟調査委員小田島祿郎氏の談によりまし
た。

◎山形村方面の私爐

一本村は川井、日野澤、戸呂町、荷籠部、霜

畑小国等の各町落を合して山形村と改め役

場と川井村に設けられてあります 近年また

直路が開鑿されて交通の便が用かひもた
又慈より西五里と距る山地であります

○明治初年の頃山形村大字日野澤部落に於て背千字の
鐵錢並に當四鐵錢を鑄たと云ふこととあります、之れ
はその部落の地頭三上某氏の神棚に當時鑄たと云ふ千
字錢が鑄込まれてある鳥居や枝錢が残つて在るので明
かだとこれも小田島祿郎氏の談るところであります。

◎久慈方面の私爐

明蒙 攬談

(38)

角形の日本錢

角形の錢は世界に類の少ないものであるが、我が國では仙
臺の撫角錢を始め、細倉當百、米澤の鉛錢、秋田の銅山至寶
等がある。
この外試鑄品と思はるゝものに仙臺通寶一分錢と土州官券が
ある

(第百九十九號)

又慈町は九戸郡の南端にある市街地であり
まして近時久八線の完成で益々殷賑と極め

て居ります。藩時代には大川目と稱し久慈五
千石の代官所が在つた處であります。

○久慈方面にも密錢が行はれたかと思はれますが、調
査が不充分的爲めか聞くところはありませぬ。或は大
川目と稱する如く川目の平地ですから、密錢には不便
であつた事かも知れませぬ。

◎長内村方面の私爐

『長内村は久慈町に隣接した海岸の村落で古
來琥珀の産地でありました。』

○慶應四年辰、長内村大字小久慈の勇吉と云ふ者許可
を得て同村山中に四個の型場を設け、職人十四五名を
雇ひ寛永當四の鐵錢を鑄造しました。湯大工は輕米か
ら工藤久七郎、同淺吉の二人が頼まれて行つたと云ふ
事であります。そして成績が良好であつたが、僅一ヶ
月位で鑄造を禁じられたと云つてゐます、これは盛岡
領野田通りで盛んに密錢が行はれた時代であるから、

代官所の御役人と内々交渉でもあつた事だらうと思はれます。八戸藩で一般に許可をあたへたのは明治二年ですから許可する筈はありません。

◎大野村方面の私爐

「大野村は久慈町の北六里輕米より東南五里の山驛であります。」

○慶應年間、大野村大字水澤の地頭青澤某がその所有山で密鑄を行ひ、發見されて山林を沒收されたと云ふ事であります。水澤には錢山がありましたからその所産の銑鑄を原料に用ゐたと云ふことであります。

○大野村には維新前鐵先を附ける鍛冶職人が多くあつたが暇な時は釘を切つて居つたから釘切鍛冶と云つてゐたこれ等の職人が皆鑄錢を行つたと云ふことで向井田三本木、森外、水澤、など到る處に鑄錢の跡があると云ふことを嘗つて大野小學校の校長であつた工藤傳三郎氏の報せらるゝところでありませぬ。錢種はやはり

○「古化源流」に就て張君に答ふ

貫井銀次郎

私は本誌第一百九十七號に於て、其前號に鄭家相君が發表された「古化源流」中に説かれた議論は、我々日本の古錢家の常識として抱懐して居るものと相違するものあることを三つの例を擧げて指摘して置いた。

是に對し第一百九十八號に於て、張綱伯君が「論古化源流」と題し所感を詳述された。そのうちに於て、私の圓錢は璧環の型式から遷嬗したものであるといふ説に對しては其説甚有見地として共鳴されて居る、此璧環型式説は私の獨創のものではなく、現今我々日本の古錢家の大部分に常識として唱導されて居るもので、私が専新しく考案したものではないことを御斷りして置く。

此璧環型式を圖示する爲めに、私の使用した璧に就

て、張君の「古化源流」中の「古化源流」を再考し、其の誤謬を訂正し、本誌に圖示する。

指子字が主で其仕當時の通用錢と取そ種くしたことは各方面同一軌であります。(八戸藩の印了)